

令和3年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第10日（令和3年6月23日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 技 幹 | 宮地 晋平 君 |
| 主 幹 | 村田 圭佑 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 市 長 | 泥谷 光信 君 | 副 市 長 | 磯脇 堂三 君 |
|-----|---------|-------|---------|

|                        |         |                 |         |
|------------------------|---------|-----------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 戎井 大城 君 | 企画財政課長          | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長          | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 観光商工課長          | 二宮 眞弓 君 |
| 農林水産課長                 | 和泉 政彦 君 | 特別養護老人ホームしおさい園長 | 畑山 正王 君 |
| こども未来課長                | 中津 恵子 君 |                 |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和3年土佐清水市議会定例会6月会議、第10日目の会議を開きます。
昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 皆さんおはようございます。会派、市民のこえの岡本詠です。

今回も市民生活の向上と市政発展の一助となれますよう、その思いを込めて一般質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、特別養護老人ホームしおさいにおける事故発生時の報告についてと、保育園の運営についての2点の質問をいたします。

共に利用者の命を預かるという職種から、その責務は非常に重いものと考えています。執行部の答弁者には、議会においては質問に対する説明員という立場を踏まえていただき、時間も限られますので簡潔、明瞭な答弁をいただけますようお願いいたします。

それでは、通告を基に一般質問を行います。

一つ目の特別養護老人ホームしおさいにおける事故発生時の報告について、しおさい園長にお伺いをいたします。

まず、過去10年間の事故発生回数をお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） おはようございます。お答えいたします。

平成23年度54件、平成24年度25件、平成25年度30件、平成26年度27件、平

成27年度43件、平成28年度30件、平成29年度17件、平成30年度33件、令和元年度18件、令和2年度21件、合計10年間で298件となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 平成23年度が54件で、平成24年からずっとあって合計298件ということですが、事故件数ってということですよ、全ての事故を挙げられているということです。

ちょっとこれ、大体100名ぐらいですか、利用者は。年間に多いときでは40件、少ないときだと10件後半ですか。これ園長、どんな感じですかね。多いと捉えているか、これで抑えられているのか、その辺りの所見、分かりますか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

所見といたしましては、多いとも少ないとも言い難い、事故はあってはならんことですので、ゼロが目指すべき数値だと思っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 多いとも少ないとも言い難いということですね。分かりました。

それでは、今この10年間で298件事故があったということですが、その中で誤薬事故は何件ありましたか。お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

平成23年度5件、平成24年度2件、平成25年度4件、平成26年度2件、平成27年度2件、令和2年度3件、合計18件となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 平成23年の5件から、平成27年が2件まで毎年続いて、平成28年と29、30、元年の4年間はなかったということですね。それで令和2年、昨年度が

3件あったということで、平成27年ぐらいやったですかね、新聞報道があつてマニュアルの改善なり意識統一といいますか、事故防止に向けての取組を進めていきたいというふうな取組があつたと思うんですけど、昨年になって3件起きているということで、一定改善はされているのか、誤薬についてはなつていう数字かなと思います。

ちなみに令和2年の3件ですけど、議会に報告はされていきましたか。例えば、産業厚生常任委員会とか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

事故報告につきましては、担当課である健康推進課のほうには報告しておりますが、議会のほうへは報告はしておりません。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 議会には報告していないということなんです。去年3件あつて、何で報告がないのかなとも思うわけですけど、とりあえずいいです。

そしたら、ちょっと数字を見てさっき自分なりの考えも述べましたけど、平成26年に新聞等で誤薬事故が報道されまして、議会でも厳しい声が上がったわけです。私もその場、この場で質問をさせていただきました。そのときの園長の答弁では、職員全体研修会を開いて誤薬・服薬介助について看護師の実演指導を行い、その際介護員からいろいろと意見が出され、介護員によっては文書の解釈がまちまちであることが分かり、今後は実演や事故の再現、シミュレーションなど、職員全員が統一した意識を持てるよう工夫をして実施したいとのことでした。

その翌年、平成27年には4月と12月にも誤薬事故があつたということで報道があります。先ほどの答弁では、その後平成28年から令和元年まではなくて、令和2年に3件あつたということですが、これは園長としてどういうふうに考えられているか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、誤薬だけではなく事故全般ゼロであるべきだと思います。

先に議員がおっしゃられましたように、県の指導もございましたし、内部での講習・研修等もやっております。常に事故は起こらんように心がけつつ業務に邁進しておるところですけども、結果として事故が起こったものでありまして、それについては重々反省し、次回に起こ

さんようにっていう思いでやっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

そのとおりだと思います。自分なりに思うのは、やっぱり平成27年、28年以降ゼロ件になっているということはすごいことだなと思いました。本当に介護、園の方々、看護師そしてしおさいの職員の全員ですよ、皆さんやっぱりその当時園長が答弁されたとおり、本当に意識を高めて、事故が起こらないように取り組んできた成果が出ているんじゃないかなと思いますよ。

そしたら次に、一応確認させてもらいたいんですけど、事故はあつてはならないことではありますが、やっぱり事故、人間がそこに携わっている以上失敗もありますし、事故も発生しますよね。もしも事故が発生した場合どのように対処していくのか、ここで確認をしておきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

まず、事故が発生した場合には、事故発生時対応マニュアルの各事故・事案対処方法に基づき対応いたします。

例えば、誤薬の場合でございますが、迅速に看護師を呼び、服薬すべき薬と間違っただけで服薬した薬の名称を正確に伝えます。看護師は、薬の種類から誤薬した利用者様の身体に対しての影響を判断し、受診か経過観察かを決定いたします。高齢者は個人差が大きく、薬に対する反応も予期しないことが起こるので、血圧、血糖値、特定の臓器に影響を与えるものや、アレルギー反応の可能性がある場合は必ず受診することとなっております。

その後は、事故発生後対応マニュアルに基づき、まず口頭による上司へ事故の報告、24時間以内に事故報告書を作成します。なお、事故報告書については、介護保険事業所における事故等の発生時の報告取扱要領に基づきまして、①サービス提供による利用者のけがまたは死亡事故の発生、②食中毒及び感染症、結核の発生、③医薬品による事故の発生、④利用者の離脱・行方不明の発生、⑤職員の法令違反、不祥事の発生、⑥その他、報告が必要と認められる事故の発生、以上申しあげました6つの事例が起こった場合に、土佐清水市へ報告しなければならないこととなっております。

次に、御家族への連絡については、救急搬送や病院で受診する場合は当然でございますが、

けがの程度により園長判断にて行われることとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そうですね。事故発生時は事故発生時のマニュアルに従ってやっていると、その後事故発生後のマニュアルに移行して、そのマニュアルに従ってやっていると。内容もそのとおりかなと思います。

報告事項については6つあって、その6つの事案といいますか、それに当てはまるものを、市に報告していているということですね。

事故発生後といいますか、事件が起きたときの対処としては、事故の原因究明とか情報の共有であったり、再発防止に向けての取組ってというのはここでは入っていないということですか。それはそれで置いて、それをまとめて次にやっていくっていう感じなんですかね。事故が起きたときの対処として、その対処というのが今言われたとおりかなとは思いますが、その後の原因究明とか、そういった分野はここには入っていないということでよかったですか。

じゃあ、園長。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

しおさい園内に事故検証委員会というものがございまして、事故が発生した場合にはその事故の原因、問題点等を追求し、職員に対しても周知するような格好を取っております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） なるほど。事故検証委員会に移行して、それでやるということで、はい、分かりました。

そしたら、それでは今回の質問の本題に入ります。

昨年12月に市民から、私岡本と前田議員宛てにお手紙をいただきました。その内容はこういう感じになっています。ちょっと読みますね。

前田晃、岡本詠様。突然ですが、どうしても納得がいかないことがあり、調査していただきたくお二人にお手紙を出させていただきました。

令和2年9月4日、老人ホームしおさいで誤薬があつて3か月以上たちましたが、うやむやになっています。内容は、薬局から処方された薬を利用者に飲ませた後、薬の量が多いことに

気づき薬局に問い合わせたところ、間違えて処方したとのこと。すぐに渭南病院に連絡して経過観察してくださいとの指示を受ける。その後何もなかったかのように家族にも報告していないようです。また、市役所にも誤薬の報告もしていないようです。薬局が間違っていたので、私たちが悪いわけではないとの考えです。誰が悪いとかそういう問題ではなく、飲ませた責任は大きく、報告しないことは重大な過ちだと思います。このようなことをうやむやにしていいのでしょうか。今後もこのようなことがないよう、解明をしていただきたくお手紙を出させていただきました。

とりあえず、こういうふうなことを書かれています。

しおさいで誤薬事故があったと、9月4日に。御家族にも知らせることなく市のほうにも報告をしていない、誤って薬を飲ませたその責任は重大で、報告をしていないのは大きな誤りだと、それでそのままになっているから調査をしてほしいということでした。

この手紙を書かれた方は、多分というか介護サービスの責任とその重さをよく理解されていて、しおさいで起きたこのようなてんまつについて、このままではいけないと切なる思いを込められたお手紙となっています。このようなことから、しおさいで実際に何があったのか、一つずつ確認をしていきたいと思います。

まず、先ほど令和2年に3件あったということなのですが、これはその3件には入っているのか、入っていないのか、ここからお願いします。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
(特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席)

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先ほど報告しました3件に、今議員がおっしゃられた事案例については含まれておりません。
以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。
(7番 岡本 詠君発言席)

○7番（岡本 詠君） 3件には含まれていないと。報告していないということだったので、そうかなと思います。

実際にこのお手紙に書かれているようなことがあったのかどうか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
(特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席)

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

岡本議員が御指摘された件につきまして、詳細を説明させていただきます。

9月4日に朝10時半、ある利用者様の血圧低下がありまして、なお、この利用者様はふだ

んから血圧低下の傾向がある方です。看護師が血圧低下等、利用者様が服薬した薬との因果関係について、前日の9月3日に薬が処方された内服注意事項を確認しますと、血圧低下については該当がなく、この薬はけいれん・発作を抑える薬でありました。看護師が翌日分の薬を確認中、錠剤の大きさに違和感を感じ確認しますと、500という印字がございました。

同日11時5分、調剤薬局に内服薬の確認をすると、250ミリグラム2錠で処方されなければならないものが、誤って500ミリグラム2錠で作成されていたことが判明、このことについて抗議及び囑託医医療機関に報告する旨を調剤薬局に伝えます。囑託医医療機関の外来師長に経過報告し、囑託医への報告依頼及び囑託医見解意見等の指示を仰ぎます。調剤薬局を訪問の上、翌9月5日から10日までの6日分の薬の返却及び再作成を依頼します。

同日13時30分、利用者様の血圧は安定しております。

同日14時、囑託医見解・意見等の指示を確認する。健康被害もなく、特に意見・指摘・憂慮事項はなく、利用者様に必要な薬との旨をもらい、経過観察等の指示もございませんでした。

利用者様はふだんから血圧低下の傾向があり、囑託医から健康被害もなく、特に意見・指摘・憂慮事項もないとの旨であり、調剤薬局の所管の件であったことから、本園からの家族への報告は実施しておりません。その後も、定期処方を継続しております。

以上が経緯であり、先に説明しました介護保険事業所における事故等の発生時の報告取扱要領においても、調剤薬局が作成を誤った薬であり、しおさい職員が薬を間違えたわけではなく、かつ病院受診も必要なく囑託医から経過観察等の指示もない、必要ないほどのことであったため、本事例は誤薬事故には該当しないと判断し、事故報告書は作成しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ちょっともう一遍確認しますけど、まず利用者の方が体調が悪かったんですよね、飲ませた後、ですよね。それでおかしいと思って確認したら、薬の量が多く倍入っていたということで、すぐにドクターのほうに連絡をして指示を仰いだと。そのとおり経過観察をして、誤薬と判断するような事例ではないということで報告も上げてないということですか。

まず、ちょっと今聞いていて思ったのは、利用者の方が具合が悪くなって、その因果関係もはっきり分からないのかも分からないんですけど、具合が悪くなって調べたら薬の量が倍飲んじゃったたということで、まずこの時点で誤薬事故なんですよね。事故として扱わなかったとしても、御家族の方には絶対連絡をしなければいけないと思います。

一応、もう一点確認したいんですけど、介護員が服薬をさせたということで間違いはないです

か。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

朝食時に、服薬は介護員のほうでお薬を差し上げております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。
（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 朝食時なので介護員が服薬したと。たしか服薬マニュアルにも、そういうふうな体系といいますか、人員でやるというふうになっています。

なかなか薬局のほう分量を間違えた、例えば種類を間違えたとかっていうならまだ見つけやすいのかなとも思うんですけど、その分量が倍入ってて1個が2個だったりするんかなとも思うんですけど、それはなかなか見つけにくいかなとは思いますが、でもやっぱり薬ってというのは非常に病状であったり、そういった悪い症状を改善する効果もありますけど、用法とか服薬の仕方によっては命の危機に及ぶということで、これ量の間違いだということではあるんですけど、なかなか、じゃあいいのっていう話にはならないと思います。

それで、介護員が朝食時に服薬介助して利用者の方に飲ませてしまっているということなんですけど、マニュアルどおりだと薬の内容をチェックしますよね、チェックしているにもかかわらず分からなかったのか、チェックが甘かったのかいろいろ原因が考えられるんですけど、分量を誤って飲ませてしまった原因はどういうふうに考えられていますか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

基本的に、医療機関で処方され調剤薬局で作成された薬でございますので、先ほども申しましたが、今回の事例については、体調不良の前日に薬が処方されていたこととか、錠剤に何ミリグラムとか印字されていたことから、調剤薬局に問い合わせ確認してこの事実が分かったということになりますので、基本的にはしおさいにおいて受け取った薬が正しいかどうか、病院のほうで依頼した薬がそれどおりに納入されているかどうかというのは、確認はとることは困難であると考えます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。
（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 確認が困難という最終的な答弁でしたが、飲ませてしまった原因が、結局確認が困難だったから、間違った分量で入っているお薬を見つけることができずに飲ませてしまったということが原因ということですね。

分かりました。この辺りも後でまた言いますが、ちょっと、はい。とりあえず了解です。

次に、運営委員会を毎月開かれているということですが、この誤薬の件も運営委員会で協議なり話が出たというふうに聞いていますが、この運営委員会の話の内容、詳しく教えてください。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

運営委員会において、運営委員会はしおさいの各部署主任クラス以上からなるものでございますが、本事例について議題として取り上げられました。

一応、この運営委員会では誤薬という認識ではないということで、ただし今後はこういった各部署情報共有と、書面による報告をきちんと提出するっていうような協議を行いました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。
（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 私が聞きたかったのは内容なんですけど、今の答弁だと結果報告みたいな話かなと思います。

もう一回確認させてください。どういった、詳しく言うと誰が何を言って、どういうふうな経過があってこの結果に結びついたのか、そのプロセス、過程を知りたいんです、園長。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。
（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

今の御質問につきましては、資料等を本日は持ってきておりませんのでお答えすることはできませんし、先の打ち合わせにはないことでしたので、申し訳ございません。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。
（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 資料を持ってないというのと、打ち合わせにないと、今いうふうな言葉がありましたが、打ち合わせでちゃんと書いていますよ、私。詳しく教えてください。しおさいに行ったときにも言いました。

とりあえず答弁できないということなんですけど、情報公開請求もしていますので、いずれ

内容が明らかになるかなと思いますが、私のほうではこういうふうに伺っています。

9月4日に誤薬があって、今回の件があって、そこから2か月あまり皆さん知らなかったと。2か月たってからこの話をぼろっと出てきて、そんなことがあったのかという話に一部の職員の方でなりまして、運営委員会で園長サイドに、まず介護員の主任会で、これを誤薬だと全会一致で認めて決定したそうです。

その後、運営委員会で園長サイドに、これは誤薬だから御家族に対して誠実な対応、報告をするべきじゃないんですかということをもとめたということなんです。しかし、園長サイドがこれは園のほう、施設側のミスではないというふうな見解から誤薬として取り扱わないというふうなことで、今言われたような結果、答弁にあったような内容になったんじゃないかなと思いますけど、そういうふうなことを伺っています。また後ほど、詳しく教えていただけたらと思います。後日ね。

多分、これ報告してないんじゃないかなと思いますが、市には報告していないということでしたね。御家族にも報告をしていないということですか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先にも説明いたしました、事故報告が上がれば、当然ながら御家族にも報告いたします。今回は、先ほどからも申し上げましたように事故として捉えておりませんので、いわゆる利用者様の健康状態も軽微なものでしたので、御家族のほうには報告しておりません。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 御家族には報告していないと。理由としては、事故として上がってきていない、事故として対応していないからということですね。

御本人、飲んでしまった利用者御本人は、倍の分量を飲んでしまっていること、これ伝えていきますか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

その辺に関しましては、確認が取れておりません。申し訳ございません。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 本人にこのことを伝えているかどうかは、確認は園長のほうでは取れていないということで、はい。

その辺り連絡といいますか、情報の伝達であったり利用者に対しての意識といいますか、その辺りもどうなのかなと思いますけど。

職員からはどんな声があったのか、これは運営委員会の内容にも引っかかってくる場所なんですけど、もう一回同じような質問になるかも分かりませんが、職員からはどういうふうな声があったのか、運営委員会は別として、例えば園長のほうでこういうふうな意見を聞いたとか、こういうふうな話になっているよというのを聞いたとか、そういうのがあれば教えてください。職員は、この件に対してどういうふうな声を出していたのか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先ほど、議員からも運営委員会の議事云々については情報公開も申請されているということでしたので、この場ではその関連といいますか、私も去年は園長ではない形ではおりましたけれども、その辺等々は、この今時点での資料等はそろえておりませんので、お答え控えさせていただきます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 答弁を控えるということですね。はい、了解です。

そしたら、なぜ報告をしなかったのか。今までのやりとりの中で、事故として取り扱っていないから報告することはしなかったということなんだろうと思いますけど、一応聞きます。なぜ報告しなかったのか。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、事故として、誤薬事故としてそのとき捉えておりませんでしたので、報告しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 誤薬事故として捉えていなかったということです。

今回、ちょっと園長に確認してもらいたいですけど、まず今回は指定の薬局が持ってきた薬の量を間違えていたと。それをそのまま気づかずに飲ませてしまったということですよ。

ただこれ、例えば誤薬の定義といいますか、それを調べると分かると思うんですけど、誤薬って、薬を誤った種類であったり誤った量であったり誤った飲み方、そうすることを誤薬というそうです。

今回、間違った量の薬をしおさいの施設側が飲ませているんですね。これ、量が間違っているのを気づかなかった、知らなかったとは言えども、知らず知らずに飲ませているんですよ。ですので、知らずに誤薬事故になっていたんです。ということです。これは間違いなく誤薬なんですよ。

誤薬っていうのが、報告しなければいけない事案なのか、そういうものなのかというのは、園長が一番分かっているかと思います。

例えば、先ほど最初の答弁で言われていましたよね。介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱要領、この中に2で報告の範囲、報告してくださいよという範囲ですね。各事業者は園長が答弁したとおりなんですけど、次の1から6の場合、報告を行うこととする。その6つあってその③、③の中に医薬品による事故の発生、注意書きの1で医薬品による事故とは、誤薬・与薬漏れ、薬を与えることを漏れていたってことですね、落薬、薬を落としてしまっ飲んでいない、貼り薬の貼り忘れ等を含むと。医薬品による事故とは、こういったことを指しますよということです。

こういった場合には、報告をするべきですよというふうにこの取扱要領にも書かれていて、園長は先ほど当初答弁してましたので、誤薬という認識であれば報告をしたはずだとは思いますが、この誤薬事故を誤薬としていない、認識していないということが非常に大きな問題だと思います。

それで、発注先の指定の薬局がお薬を間違えてくるケースといいますか、そういった件数ってこれまで何回ぐらいあったのかなと思って、それ分かればお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君自席）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、薬局がしおさいに納入している薬が間違えているかどうかというのは、確認することは困難なことであるというふうにお答えさせていただきました。ですので、過去にこういった事例とかも、一応確認といいますか看護師等に確認しましたが、ございませんでした。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 見つけることは困難であるし、一応確認したけど今まではないということですね。

今まで見つけてないだけかも知りません。ただ、今回こういうケースがありました。ですので、今後は薬局がそういったお薬の分量であったり種類であったり、間違えて持ってくるかも知れないよということを、一応チェック項目なりに入れたり、気をつけて対応していけるような取組をしていかなければいけないんじゃないかなと思いますけど。

そしたら、市長にお伺いをいたします。

ただいま園長から答弁をいただいたとおりであります。市長はこの話を知っていたのかどうか、お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この議会まで、存じておりませんでした。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 知らなかったということですが、今回このようにてんまつがあったわけです。

誤薬事故が起こっているにもかかわらず、誤薬事故と認識せずに御家族の皆様にも報告をしていない、そしてそれを服薬してしまった利用者本人にも、伝えているかどうか園長さえ分かっていないというふうなことなんですけど、このてんまつについて市長の考えをお伺いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事故報告として処理されていないため報告は受けておりませんでした。先ほど来園長が話をしておりますが、なかなか病院が処方して、そして調剤薬局が作って持ってきた薬が間違っていたということでもありますので、なかなかその薬がどうかというのは、なかなか確認できないという今、園長の話がありましたので、事のてんまつについてもずっと聞いておりますが、なかなか難しい問題なんだというのが率直な感想であります。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 難しい問題だと考えているということですね。

次行きます。

事故の報告をしていないんですけど、これは先ほどから答弁にあるように、事故だと認識していなかったから、事故として取り扱っていないので報告していないということですが、さっき園長から答弁があったとおり、県からの通知とか、介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱標準例とか、先ほど言いました報告の取扱要領とか、その辺りには報告をしてくださいというふうに明記されています。でも、しかし報告はされていません。

ただ介護員からは、利用者とその家族に対して誠実な対応を園長サイドに求めたという話を私は聞いています。横から聞いていると、何でこれ誤薬を誤薬として取り上げなかったのかな、取り上げなかったというか対応しなかったのかなというふうに非常に不思議に思っているんですけど、実際誤薬じゃないですか、これ。間違った量を飲ませてしまった。利用者の方が体調が悪そうだった、ですよ。これ誤薬と思いますよ。

今回の問題は、誤薬事故が実際にあったのに、誤薬として認識していないので報告をしていないと。本人にそれを伝えているかどうかも分かんないと。こういった言い訳は、世界中どこへ行っても通用しないと思います。今回のしおさいの園長の対応は、利用者の命と御家族との関係、そして介護サービスというものを軽視していると言わざるを得ません。

誤薬も大きな問題なんですけど、今回私が質問した問題、これは誤薬もあってはいけないうんですけど、誤薬以上に介護員の、介護員主任会がこれを誤薬と認め誠実な対応を求めていたにもかかわらず、園長サイドが恣意的に事故扱いとしていなかったともとれる対応となっていると。これは、行政機関としての信用を失墜させる行為ではないかと私は思います。この辺り、非常に重い問題だと私は考えていますが、この部分市長はどういうふうに考えられていますか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今までの議論の中でも再々園長が答弁しておりますが、この事故報告を提出するかどうかという最終判断は、管理職であるしおさい園長でありますので、園長がそのように判断をしたというふうに捉えておるところです。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 園長が判断したと、市長として捉えているということですが。

市長、もう一回言いますけど、誤薬ではないと思いますか。誤薬だったんだと、今どう思いますか、市長。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども言いましたように、これはしおさいの職員が起こした事故ではなくて、調剤薬局が原因である誤薬事故というふうに捉えています。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ちょっと言葉尻をつかむようであれなんですけど、誤薬事故と捉えているといいましたよね。

ただ言いたいのは、職員というか、施設側が起こした事故ではないというふうな認識なのかなと言いたいのかなと思いますが、誤薬、もう一回言いますよ。誤薬って、その種類とか量、誤った時間または方法で薬を飲むことを誤薬というそうです。

今回、間違えて出してきたのは指定の薬局なんですよ。そりゃしょうがないですよ、間違えたんだから。でも、それを飲ませてしまったのは薬局ではないでしょう。もちろん薬局はいかんですよ、間違えて出しているんですから。一番の原因はそこですよ。ただ、責任の所在がどこであれ、それを自分たちが預かる利用者に飲ませてしまった、この時点、ここを市長どう思うか、これ誤薬と判断しませんか。どうですか、市長。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先の答弁でも申しましたように、これは誤薬事故と言えれば誤薬事故だと思いますよ。

ただ、先ほども言っておるように、しおさいの職員が起こした事故ではない、このことが、このしおさいの園長は故意にこの事故報告をしなかったわけではなくて、そういういろんな先の事のでんまつの説明がありましたが、そういう総合的なことを判断してしたというふうと考えておるところです。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 誤薬事故は誤薬事故と言って、判断はしているということですね。ただ施設側、しおさい側がした事故とは思っていないということですか。

分かりました、次行きます。

私、そこら辺が非常に重い問題だとずっと述べていますけど、まずやっぱり利用者の容体が悪化している時点、そして薬を間違えて飲ませている時点、これで御家族に報告は絶対しなきゃいけないと思います。

客観的に見て厳しいようなんですけど、絶対施設としてあってはいけないことだと私は判断しています。この件に関して、公務員としてその責任は非常に重いと考えますが、このてんまつに

ついて誰がどのようにこの責任を取っていくのか、一応聞きます、市長に。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このことについては、しおさいそれから健康推進課でも協議をして、この事故のことについては、これはしおさいに対しまして、健康推進課のほうから施設職員が起こした事故ではないが、調剤薬局が原因である誤薬事故として県に提出するよう指示したところでありまして、その報告書が出てくるとお思いますので、その提出された事故報告書についての内容を再度精査したいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そういうことですね。

県のほうに、事故の報告を施設側ではなくて、薬局側が間違えたことが誤薬事故として取り扱っていないというふうな報告を上げるというふうな答弁だと思うんですけど、間違っていたら言ってくださいね。

私、県の高齢者福祉課に問い合わせしました。そしたら、これそのまま言っています。「薬局が分量を間違えて持ってきました、それを知らずに飲ませました、これは誤薬事故ですか」というと、「誤薬事故です」と。「じゃあ、この報告要領に書かれている事故に当たりますね」と、「当たります」と。「報告していないというのはどうですか」というと、「まずいです」と。こういうふうに担当者は言っていました。

今回、正直にその旨を書いて、県の担当課がどういうふうな判断をするか分かりませんが、そういったことを県のほうで確認しているということ、一応お伝えしておきます。

次に、御家族にはこれをどういうふうに説明するのか、市長お願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事故報告書が提出された場合は、その内容を家族に詳しく説明させたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 事故報告書が提出された、やっぱり事故報告になるんですね、これ。分かりました。

やっぱりこれ普通に聞いたら、利用者の御家族の皆さんはみんなどきっとしていると思いますよ、うちの身内なのかって。市長、これ自分の身内だったらどう思いますか。本当に皆さん

不安になっているんじゃないかと私は思います。やっぱり誠実な、正直に間違いは間違いと認めて、本当に誠実な対応をしていただきたいと思います。

あと結構質問がまだあるんですけど、ちょっと時間がきているので、市長、日々常々市民の命を守るということで、例えば南海トラフ地震から守る、先の選挙ではコロナから命を守るというふうな、命を守るということを常々述べられていますが、市の足元、市の介護施設であるしおさいで園長サイドが誤薬を誤薬ではないという認識、そして指導すべき立場の人間が園内を混乱させてしまっている、そういったことが足元で起こっているわけですが、この件について市長、どう思いますか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどから申し上げますように、この件を故意に、この事故を隠蔽しているようなそういうふうな職員、園長を含め職員はおりません。いないと思っておりますし、今回の事案につきましては、誤薬についての判断の相違と考えておるところでありますし、間違いであれば直ちに修正しなければならないというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番、岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 誤薬に対する判断の相違、隠蔽しているっていうふうには捉えていないと、そういう職員もないというふうに思っているということですね。

何度も言いますが、お薬の間違いというのは本当に命の危機に及ぶわけですね。だから、実際間違えて服薬させてしまったことを、判断の相違とか認識していなかったとかそういう感覚で対応していくというか、それって非常に危険だと思います。

また管理者側、運営を管理する人間が、今回の件は間違っただけで飲ませているけど誤薬ではないと、自分たちが間違えたわけではないと、自分たちは知らずに飲ませてしまったんだから、悪いのは薬局だというふうな考え、じゃあ間違えて飲ませてしまった、容体が悪くなったことよりも責任転嫁といいますか、自分のところが悪くないからこれは事故として取り上げないとかいうふうな、そういう考えが園内に蔓延していくというか、広がっていくと非常に危険な組織になっていくと思います。

その辺りで、今回介護員の方から、家族に対して誠実な対応をすべきじゃないかという声が上がっているというのは、僕は本当誤薬はあってはならないことなんですけど、しおさいの職員はすばらしいなと思いました。なので、やっぱりそこら辺を市長、よく調査していただいて、今後こういうミスがないようにしていただきたいです。

あと、もうちょっと時間がないので、最後に事故発生後対応マニュアル、園長が一番最初に

事故が発生したときにどういうふうな対処をしますかという質問に対して答弁いただいた、事故発生時と発生後があると、これは発生後のほうです。この中に、このマニュアルの目的が一番最初に載っています。ちょっと抜粋して読みますね。

施設職員の責任と範囲と役割を定める必要があつて、こういうふうに書いています。「この事故発生後対応マニュアルは、利用者に対する緊急措置が終わった段階以降の、職員がすべきことを示すとともに利用者・家族に対して適切な対応を行なうことにより、一刻も早く安心される生活に戻っていただくことを目的に以下のとおりマニュアルとする」。

次です。「なお、これ以前の問題として職員は、利用者・家族とのコミュニケーションを図ること、また、常に問題意識をもって業務を遂行すること、立場・役割を充分認識し、何よりも利用者に対する“目配り・気配り・思いやり”をもって対応することが大切な事であり、家族から施設に対する“信頼関係の構築”が図れることの大前提になるものであり、かつ必須条件である」と、こういうふうに掲載されています。

私は先ほども言いましたけど、介護員の方はこのマニュアルを守ろうとしていますよ。家族に対する信頼関係、これが事故として報告していない、家族にも報告していない、そういうことだと崩れるから、自分たちが一生懸命やっているのに信頼を失うから、報告してくださいというふうなことを言われていたそうです。こういうふうに書かれています。

時間がないな。とりあえず市長、このマニュアルどおりしおさいやっていたきたいですの
で、この辺り、市長どうですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 当然、そのマニュアルとかそういうものに沿った園の運営をしていただきたいというふうに思っております。

○7番（岡本 詠君） そしたら、ちょうど時間が来ましたので、すみません、最後までいきませんでした。

こども未来課課長、また次回以降で質問させていただきたいと思います。すみません。

以上で終わります。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。10分程度休憩をいたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時12分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) 皆さんこんにちは。自由民主党、会派みらいの武政健三でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。

その前に、市民の皆様のただならぬ日頃の努力によって、本市ではまだ一人も新型コロナウイルスに感染された方はいらっしゃいません。しかしながら、商売をされている方々、会社に勤務されている方々におかれましては、いまだに本来の売上げよりも2割、3割のダウン、中には半分以上売上げを落としている会社も今でもあります。そういう方々におかれましては、国・県・市よりあらゆる支援、補助が出ております。もれなく支援、援助をいただきながら、もう少しの間だけ耐え忍んでいただく必要がございます。

しかしながら、前回、前々回の質問でもお伝えいたしましたように、せっかく支援や補助が出て、あまりにも多岐にわたり過ぎているために、認識をされていない方々もまだまだいらっしゃいます。

行政の方々におかれましては、文字、文書だけではなく、もっと分かりやすく伝えてあげることが必要ではないでしょうか。そして我々議員も、そしてまたいろいろ商売をされている皆様方におかれましても、あの人はこの支援知っちゃうろうか、補助を知っちゃうろうか、これは言うちゃらないかんがやないやろうか、これはみんなに言うちゃらないかん作戦という形で私はやっておりますけども、やっぱり今は、この思いが必要な時ではないでしょうか。元営業マンの私は、回れば回るほど肌で感じます。

それでは、本題に移らせていただきたいと思えます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症収束後の本市観光の展望についてお聞きをさせていただきます。

初日の細川議員の質問と少し同じ内容の箇所がございますが、あえて変えずに質問をさせていただきますので、御了承をよろしく申し上げます。

2019年4月、竜串にスノーピークキャンプフィールドがオープン、そして昨年3月、竜串ビジターセンターうみのわがオープン、同7月には足摺海洋館SATOUMIがリニューアルオープンいたしました。SATOUMIに関しましては、このコロナ禍の中でも10か月で20万人来館という大人気でございます。コロナが収束したらどれだけのお客様が来られるんだろう、非常に楽しみです。

しかしながら、一方観光客として来ていただいたお客様を一回きりで終わりではなく、2回目、3回目と来ていただけるリピーターにするためには、もっともっと私たちがお客様に喜んでいただける仕組み、これをつくらんといかん、そういう観点から質問に入らせていただきま

す。

これからも、引き続き竜串地区、足摺岬地区でいろいろな計画が立てられていると聞いておりますが、観光商工課長にお聞きいたします。

竜串地区、海のギャラリー周辺にテラスや売店、飲食スペースが整備される施設の内容を教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

この事業は、当初予算にぐるっと竜串イーストパーク再整備事業として計上しております。場所は海のギャラリー前一带の市営駐車場で、昨年度は入り口側になる半面の表面舗装修繕を行いました。

今年度事業は、残り半面の表面舗装工事及び現在ある売店と公衆トイレを撤去し、新たに売店、飲食スペース、公衆トイレを一体化した施設を新設する計画であります。施設の外周の一部はウッドテラスのスペースもあり、観光客の皆さんが少しでも長く滞在する時間を持ってもらえるような造りとしているものです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 楽しみですね。

SATOUMIを見た後でおいしい食事ができるところがない、いろいろな方からお話をいただきましたですけども、またすぐ近くの道の駅の改装、こちらも含めてそれがまた一つクリアできるのではないかなと思います。本当にありがたいことですね。

ちなみに、飲食スペースのキャパや内容はまだこれからということなんですね、はい。遠くから観光客に来ていただいているわけですので、そのお客様に喜んでいただける内容に造っていただけるように、くれぐれもよろしくお願いします。

次に、観光商工課長にお聞きいたします。今度は足摺岬地区です。

足摺岬展望台建て替え及び岬から唐人駄場へ移転予定の牧場の進捗状況を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

足摺岬展望施設建て替えのスケジュールにつきましては、先週、環境省中国四国地方環境事

務所と土佐清水自然保護官事務所から環境省の計画をお聞きし、今後の計画を共有したところですので、その内容を御報告させていただきます。

まず、今年度事業として、現況調査、敷地分析をはじめ基本計画の取りまとめを専門業者に委託、3月初旬に完成予定のようです。この間、環境省、高知県、市、3者の行政連絡会をもち、情報共有を密にしながら住民説明会を3回程度開催、住民の皆さんの意見が反映されるよう計画されております。

その翌年、令和4年度には実施設計を策定、最短で令和5年度に着工する計画とのことであります。今回は、展望施設の検討に当たり、周辺遊歩道のバリアフリー化の検討や県土木で検討されている県道拡幅との調整、事業用地の所管替えなどに関する調整、あるいは隣接する民有地との調整など、多方面にわたる協議、調整が必要と考えられます。可能な限り計画どおりに進められるよう、市としても最大限の協力を行っていきたいと思っております。

次に、NPO法人ダディー牧場の三崎から唐人駄場への移転の進捗状況について、お答えいたします。

細川議員の答弁と同様になりますけれども、こちらは現在の計画は、8月末頃には予定している馬全て15頭の移動を終了する予定のようございまして、秋にはNPO主催のイベントの開催も計画しているとお聞きしております。近くには、高知県が唐人駄場園地の公衆トイレの全面建て替え、炊事棟の修繕も行ってくれたところでもあります。よりよい観光スポットになると期待できますので、市としても新たな情報発信をするなど取り組んでまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） はい、ありがとうございます。

足摺岬展望台は本年度中に調査と分析、そして来年度に設計、そして令和5年度に着工予定という形で進んでいるんですね。併せて、展望台周辺は車いすでも自由に通行ができるバリアフリー化という形で進んでいるんですね。

そこで、一つ提案をさせてください。バリアフリー以外の遊歩道ですけども、一昨年12月の質問でも提案させていただきました。梶原町久保谷セラピーロードのように、内容はお話ししましたように歩く遊歩道、コンクリートではなく、できればふさふさの枯れ葉が積もった自然な土もしくはチップの、本当に自然な遊歩道にしたらいかがでしょうか。

ただし、コンクリートを全部撤去ってなるとかなりの金額がかかることと思います。しかし、久保谷セラピーロードの入り口で、ある看板を見つけちゃいました。その看板には、この森は森林環境税で整備されていますと書かれております。

森林環境譲与税、初日の吉村議員の質問の中にも出てきました。森林環境譲与税といえば、農林水産課の管轄になりますので農林水産課長、そして観光商工課長、両課長でぜひ協議をしていただいて、人気の梶原町久保谷セラピーロードよりも潮の香り、黒潮の波、そして鳥のさえずりが聞こえる、ツバキのトンネルを抜けると壮大な太平洋が見える足摺岬遊歩道、ここがもっとグレードアップするように、両課長くれぐれも検討をしていただけるようによろしく願いいたします。

それともう一つ、個人的に非常に楽しみにしているんですけども、唐人駄場に三崎からダデー牧場が移転、四国で初めての観光馬車も検討しているということをお伺いいたしました。観光の町である本市の課題、体験型観光の一つがまた増えるということは、これは本当に嬉しいことではないか、そういうふうに思います。

ここで、観光商工課長にお聞きいたします。

本市の観光のアイテムがどんどん増えてきております。この大きな本市観光のチャンス、担当課としてどう活用するべきと考えられますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

近年、高速道路が延伸される中で、高知市方面あるいは愛媛県方面からの土佐清水市、足摺岬までの移動時間が短縮されたことは嬉しいことですが、反面、以前のように宿泊しないで立ち寄るだけの観光客が多くなってきたとの現場の皆さんからお聞きしております。

コロナ禍で移動制限がある現在ではありますが、アフターコロナ期に向けた取組、特に土佐清水市を宿泊地として選んでもらえる仕組みづくりが重要だと思っております。

観光庁が行う、既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業に事業計画書を提出しており、事業採択され、今後は本申請の手続に入ることになっております。

この事業は、宿泊事業者、観光事業者、交通事業者等と連携した取り組みに補助金・交付金が交付されるものですが、この事業の中で西南交通による新たな移動手段の実証、今までになかった若年層をターゲットとしたレストランなど食の充実、観光客向けのイベントや新たなコンテンツづくりを目指す実証実験等を実施する計画でありまして、土佐清水市で宿泊してもらい、もう一泊してもらい仕組みづくりを目指しています。

今まで作り上げてきている体験メニューやマリンアクティビティとの連携も再構築し、本市での滞在時間を長くともってもらい、宿泊してもらえる体制づくりに官民一体となって取り組みます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） ありがとうございます。

本市の観光についてですね、5月中旬の高知新聞、こちらにも掲載されておりました。

「点ではなく面で考えるべき」要は一か所だけではなく、いっぱいの中それ単体で考えるのではなく、いっぱいの中でまとめて考えようという内容だと把握しておりますが、実はこれと全く同じことを、先日、幡多広域観光協議会の小松理事、この方とお会いする機会がありましてお話させていただきました。同じことを言っておりました。

竜串、足摺岬だけではなく、また土佐清水市だけでもなく、幡多には四万十市の四万十川や黒潮町の砂浜美術館、また大月町には柏島も含め、幡多全域を一つの観光のエリアと考え、幡多全域のあらゆる体験型のスポットをお客様があれもこれも体験したい、喜んで楽しみながら選んでいただける仕組みをつくるべきではないかと、そういうふうにおっしゃっておりました。そのとおりだと思います。

清水だけではなく幡多全域で情報を共有しながら、しっかりと骨組みをつくっていただけるよう、特に観光商工チーム全員で、しっかりと頑張ってもらいたいことを期待したいと思います。どうかよろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

次は、ワーケーションについてお聞きしたいと思います。

ワーケーション、ワークそしてバケーション、つまり仕事と休暇を組み合わせた造語、そういうふうに説明書きがありますけども、その中のメリットの一つで、首都圏をはじめとした都市部から地方への人の移動の促進につながり、地方にとっては関係人口の充実を図る機会につながるとあります。

人口減に悩まされている本市にとって、昨日の谷口議員の移住者の取組同様、一つの大きな方法ではないか、そういうふうには感じます。

昨年の春、東京在住の有名な料理家の方とお話をする機会がありました。その折に、ワーケーション、これは土佐清水市にとって絶対大きなビジネスチャンスになります。頑張ってくださいねとアドバイスをいただきました。

しかしながら振り返ってみますと、光回線もまだそろっていない本市には、まだ実用的ではないのではというふうに昨年は考えましたが、しかしながら光回線もどんどん進んできております。また、コロナの影響で働き方改革もあり、ワーケーションはどんどん清水でも現実的なものに近づいている、そういうふうには感じております。

観光商工課長にお聞きいたします。

ワーケーション、本市への考えられるメリット、これを教えてください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） ワーケーションにつきましては、前段で議員が説明いただいたとおりです。このワーケーションをもう少し説明させていただきますと、企業側にとっては働き方改革につながる、また従業員のモチベーションの向上、ひいては企業全体の活性化に寄与するものと考えます。

一方、従業員にとっては長期休暇が取りやすくなる、家族と過ごす時間が増える、また効率的な仕事ができるなどのメリットがあると思います。何より現在のコロナ禍の中では、密を避け、新型コロナウイルス感染のリスクが下がるといった効果があります。

自然が豊かな本市は、まさにバケーションを楽しんでもらえる場所だと思っております。これまで、高知県とともに自然・体験型観光を進め観光客の誘客に取り組んできましたが、今後は、併せて今ある素材をワーケーションの場を求める人や企業向けに情報を発信することは、新たな誘客につながる、メリットになると考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） はい、そうですね。コロナがあったせいで働き方改革がおっしゃるように進んでおりまして、このワーケーションは脚光を浴びるようになったと思います。

次に、観光商工課長にお聞きいたします。

ワーケーション、県外での成功事例があれば教えてください、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

総務省が進めているテレワーク事業を活用して、例えば長野県や和歌山県は県域をまとめた取組を進められています。信州や和歌山県白浜町も既に観光のまちでありまして、多くの旅館やホテルがありますが、施設内にはワーク、ビジネスにおける多様なニーズに応えた環境を備え、ワーケーション事業を積極的に進めているようです。その後には、都市部の企業がサテライトオフィスをつくるまでに至った事例もあるとお聞きしております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 楽しみですよ。

竜串や足摺岬、ほかにも清水にはいろいろなところがあります。そういうところに、今おっしゃった大企業のサテライトオフィス、あるいは壮大な太平洋を眺めながら、鳥のさえずりの中でミュージシャンの音楽制作またはアートの制作ができる場所をつくる、これも並行してできれば本当に楽しみですよ。すごく明るい広がり、私は個人的に感じられます。

次に、昨年11月にスノーピークでモニターツアーがあったということをお聞きしております。その成果はいかがだったでしょう。教えてください。観光商工課長、お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

昨年11月に高知県主催のワーケーションモニターツアーが行われ、本市においてはスノーピーク土佐清水キャンプフィールドでの交流、宿泊、アクティビティ、そしてワーク体験も行われました。

モニターの皆さんからは、自然の中で開放的な環境は最高だったなど、好感触の意見が多かった半面、関東近郊から行くにはハードルが高い、高知県でないといけないという理由はないとの手厳しい意見もありました。距離的な課題の解消は簡単ではありませんけれど、今後高知県、土佐清水市を選んでもらえる仕組みづくりが必要と考えております。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 大体そうですよね。マイナスの意見というのは多々あることと思います。しっかりそれは受け止めるべきではあります。

しかしながら、どちらかというプラスの意見、プラスの事例をもっともっといっぱい集めて、自分たちの強みをもっともっと引き上げる、これが絶対成功への近道だと思います。勝負するときは自分の強いところをもっと強くする、これが一番です。

次に、ワーケーションでの仕事には絶対不可欠なネット環境、これについて総務課長にお聞きしたいと思います。

光回線の地区別の完成予定を教えてください。そして足摺岬地区、ここを何とか最優先してできないものか、お答えください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

光ファイバー整備事業の地区別の整備年度・サービス開始時期であります。第1期の下ノ

加江地区は、令和元年10月17日にサービスを開始しております。第2期の大浜・中浜地区は令和2年5月14日に、大岐・以布利地区は同年6月18日にそれぞれサービスを開始しております。また、第3期の下川口・貝ノ川地区及び、第4期の足摺岬・窪津地区（窪地・津呂・大谷・足摺岬・松尾）は、現在令和4年3月のサービス開始予定で工事を進めております。

足摺岬地区を最優先してできないかとのことですが、足摺岬地区はもともと令和4年6月開始予定のところを3月開始に前倒しして進めております。足摺岬地区の工事完了が現在のところ1月の予定で、サービス開始は令和4年3月を見込んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） そういうことなんですね。3月からまた営業ができる、つながるといふことなんですね。

ワーケーションといえば竜串もそうですけども、足摺も大きな候補地になること、そして足摺テルメの指定管理になりましたDot Homesさん、こちらも11月から営業開始予定、そういうふうにお聞きしております。一日でも早く完成するように、何とかよろしくお願ひします。

最後に、観光商工課長にお聞きいたします。

本市でのワーケーションの今後の計画及び展望を教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

ワーケーションに取り組む自治体は、全国に広がりつつあります。先ほど先進事例として挙げました和歌山県と長野県が中心となり、2019年11月にワーケーション自治体協議会を設立、現在、23道県170市町村の計193自治体が加盟しております。

新型コロナウイルスの影響で新しい生活様式への対応が求められる中、都市部の企業においては今後もテレワークの導入が進むことが予想されますし、ワーケーションもより一層推進が図られることが見込まれることから、本市においても、昨年度スノーピーク土佐清水キャンプフィールドをはじめ、宿泊施設の一部ではその環境整備を実施したところです。今後も実施する計画の施設もあります。

今後も本市の観光産業を発展させるためには、ワーケーションの推進が重要な取組の一つだと考えており、先ほど説明いたしましたワーケーション自治体協議会に、今年3月に本市も加

盟いたしました。全国の先進事例も参考にしながら、計画的に取り組んでまいります。

また、来月には高知県産業デジタル化推進課が実施する、高知家IT・コンテンツネットワーク事業の一環として、首都圏在住の高知県出身者をはじめ、高知県に興味のあるITに関わる人が集い、情報交換や交流を深めるイベントを開催することになっております。ワーケーションするIT関係者を招聘し、土佐清水市側の市民も参加、地域での課題をディスカッションする交流を行い、その課題解決に向けた方策を考えるとともに、ワークスペースやバケーションコンテンツの御意見・アドバイスをいただきながら、今後の取組に生かしてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） はい、ありがとうございます。

本市でのワーケーション、本当にこれからというか、今が勝負ですよ。先ほどお聞きしましたように、光回線が来年の春完成ということですので、本当に今しっかりと研究をしていただいて、高知は遠いから駄目ではなく、遠いからいいんですよ。

足摺岬、竜串の強みの理由づけをしっかりとつくっていただき、来春以降、あらゆる企業の若い方々や、またあらゆるアーティストがあふれる土佐清水になるよう、観光商工チーム、引き続きましてまた頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

ここで、最後の質問に移りたいと思います。

南海トラフ地震に備えての住宅耐震化について、私自身6回目の質問になります。今後30年以内に発生する確率が70～80%の南海トラフ地震。地震の揺れから身を守り、揺れがおさまり次第一刻も早く高台に逃げる、これの徹底、そのためには家屋倒壊から身を守るため、耐震改修工事の徹底をするべきと言って回っております。

令和2年9月の質問で、平成30年度土佐清水市耐震改修促進計画の調査で計算すると、耐震改修工事が必要。もしくは老朽住宅除去をしないといけない件数、これが1,500件強となります、と危機管理課長より答弁いただきました。ただし、この数字はあくまでも統計上の数字との説明もいただいております。

しかしながら、残り1,500件前後の数を、いつまでに何戸を目標にしているのかとの質問には、残念ながら納得できる答弁をいただけておりません。今回は、少し違う角度から質問をさせていただきたいと思います。

危機管理課長にお聞きいたします。

本年度は4月1日よりカウントが始まっております。本年度の耐震診断、耐震改修工事、老朽住宅除却の受注の進捗状況を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） 令和3年度の当初予算に計上した件数に対する、6月10日時点での申請件数でお答えいたします。

耐震診断は、当初予算件数36件に対しまして34件の申請、耐震改修工事は当初予算件数30件に対して26件の申請、老朽住宅除却事業は当初予算件数50件に対して51件の申請が提出されております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） びっくりですよ。わずか2か月半で耐震診断が36件の予算に対して34件、あと2件しかありません。耐震改修工事が30件の予算に対し26件、あと4件しかありません。老朽住宅除却50件の予算に対しましては51件、既に1件オーバーしております。

いかがでしょうか、皆さん。市民の皆さんは、地震が来たらやっぱり揺れから身を守り、高台に逃げて生き延びたい、家族の命を守りたい、本気でそう考えてくださっているという答えではないか、そういうふうに私は思います。

今回は、事前に過去3年間の数字を聞かせていただきました。こういう表を作らせていただきました。表にすると見えにくいものがリアルに見えてくるんですよ。

耐震改修工事实績、平成30年29件、平成31年が33件、令和2年が28件、過去3年間の1年平均がちょうど30件になります。

危機管理課長にお聞きいたします。

隣の黒潮町では年間150件の改修工事をしているので、本市ももっと件数を上げんといかん、そういうふうに言い続けている中、本市過去3年間耐震改修工事の実績が、先ほど言ったように1年平均が30件の施工、令和3年度今年の予算も30件、件数を上げれない理由を教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

住宅耐震につきましては、市の補助等を使う場合、診断から設計、改修工事までの期間が申請時期や交付決定時期などにもよりますが、2年度にまたがることも多くあります。

今年度予算で診断件数を増やし、設計・改修工事の件数を据え置いているのは、耐震化を進

める上でまず入り口である耐震診断を増やし、来年度以降改修工事の増加へつなげたいと思
いからです。改修工事の予算については、耐震診断が増加すれば改修工事も増加してくると思
いますので、来年度の予算増に反映していきたいというふうに考えております。

以上のことから、十分ではないとは思っておりますが、今年度の改修工事件数は昨年同様
30件で計上しているところです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 前々回の課長答弁の中で、耐震改修のみではなく、老朽住宅除却など
を含め総合的な取組が必要という答弁をいただきました。耐震改修工事もしくは老朽住宅除却
をしないといけない合計が残り約1,500件。

ここで、過去3年間の耐震改修工事と老朽住宅除却、この合計を調べました。平成30年が
合計87件、平成31年が75件、令和2年が74件、過去3年間の1年平均は79件になり
ます。

危機管理課長にお聞きいたします。

過去3年間、耐震改修工事と老朽住宅除却の合計の1年平均が79件、本年度の予算合計は
1件アップの80件。この80件のペースで残り1,500件、これ簡単に計算すると
1,500件全部するためには、この80件のペースでは18年以上かかるんですね。

ここを危機管理課として具体的な構想、この説明をよろしく願います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

近い将来必ず起こると言われております南海トラフ地震・津波対策の一つとして、命を守り
つないでいくため、避難空間の確保に取り組んでおります。地震の揺れから命を守る住宅の耐
震化、津波から高台へ逃げる避難路確保のための老朽住宅の除却、危険ブロック塀の撤去など
を総合して取り組んでおります。

質問の1,500件という数字についてですが、昨年9月会議での一般質問で答弁しましたと
おり、耐震化の目標設定のため、住宅・土地統計調査から引用した数字であります。

この統計調査は、総務省が我が国の住宅の実態やその住宅に居住する世帯の実態、世帯の保
有する土地の実態等を把握し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活関連諸施策
の基礎資料を得ることを目的としまして、5年に1回行っている調査です。調査方法は、標本
調査といいまして、全数調査とは違いまして一部を抽出して行う調査となっております。

また、内容についても、建物所有者とは限らず居住者等による回答でありまして、特に借家等所有者以外が居住している場合は、建築年などは正確なものではない場合もありますし、耐震の有無については、昭和56年の建築基準法改正以前の建物でも、耐震がある場合もあります。このような統計上の数値ではありますが、土佐清水市耐震改修促進計画を策定する上ではほかの方法では数値把握が難しいことから、この調査での結果を引用しているものであります。

土佐清水市耐震改修促進計画に掲げる目標に向けての取組ですが、以上のことなどを踏まえた上で、具体的な数字まで計画をしておりますが、令和7年度末までに耐震化率95%達成に向けて、本年度、まずは耐震診断の予算件数を増やしました。

まだ目標に向けては少ない件数ではありますが、診断件数が増えると設計や改修工事の件数が増加していくこととなりますので、来年度以降、その予算件数を増やしていく計画となっております。土佐清水市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムにより、県との連携を取りながら戸別訪問の実施、パンフレットや広報誌による周知、イベントなどを利用した啓発ブースの開設、各種学習会での耐震の必要性を説明することなど、状況に応じたあらゆる啓発方法を実施しながら、来年度以降も、ほかの逃げる空間確保施策や財政状況等を総合的に考えながら、目標達成に向け、さらに件数を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 課長、ありがとうございます。

やっぱり思いは一緒なんですよ。1件でも増やしたい、思いは全く一緒です。

これは2020年、昨年度10月21日の高知新聞です。高知新聞のほうでも、いのぐとかいうシリーズでもう何回もいろいろ出していただいています。その中でちょっと引用させていただきます。これは全部書いている内容です。

南海トラフ地震対策の一丁目一番地と位置づけられている住宅の耐震化、県内で自己負担金が30万円未満、要は追加金、自己負担が30万円未満で済んでいるのが6割と出ております。土佐町では、2016年度から改修の補助額を県内で最も高い152万5,000円に引き上げた。それまで一桁台だった改修件数は翌年から38件、それから74件で推移しております。

次に、土佐町と同様の補助を始めた安芸郡東洋町、こちらでも毎年ゼロ～1件しかなかった件数が、同じ内容で補助金額を上げたところ、昨年は52件に激増。要は、自己負担金がゼロで済むんなら、誰もが命を守るために改修工事をしたいという答えがここに出ております。

しかしながら、県から92万5,000円出ます。幡多郡で清水が一番たくさん出しています。20万円出しています。合計112万5,000円、これが幡多郡では一番大きな数字です。

先日、黒潮町出口地区の山沖区長、そして地元の耐震工事をしている大工さんにお話をお伺いいたしました。黒潮町というたら、本市、清水は112万5,000円ですけども、黒潮町は2万5,000円低い110万円です。「黒潮町の耐震工事は補助金110万円の枠内で、自己負担金があまり要らないと聞きましたが、何かコツがあるんでしょうか。こっそり教えてもらえませんか」ということで、質問させていただいたところ、「コツはありません。しかし、強いて言えば、やはり件数が多くなれば材料をまとめて買える、そして余った分を次に使えるということもあって、やっぱり件数が増えればその分少し安く仕上げることができるということが一つ、そして、黒潮町の出口地区やからできることかもしれませんが、見てくれはちょっと悪いけどこの壁紙でかまん、この材料でかまんかったらその枠内でやりましょうというふうに、一人一人のお客様と交渉して少しでも安い金額でできるようになって、大工さんが頑張っていたらと。この方だけではなく、ほかの大工さんも頑張っていたら」というふうにお聞きしました。「やっぱり、お年寄りに負担はあんまりかけんようにしちゃらんといかんけんね」というふうにおっしゃっておりました。

自治体が頑張っって補助金を少しでも引き上げ、大工さんも件数が上がれば少しは金額が押さえられるのではないかと個人的に思うわけなんですけども、危機管理課長にお聞きいたします。

耐震工事をしない理由として、自己負担金が出せないからという声が多く聞かれますが、黒潮町のように件数が上がれば、工務店への支払い費用も歩み寄れるのではないかと思うが、市としての対応はいかがお考えでしょうか、教えてください。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 倉松克臣君自席）

○危機管理課長（倉松克臣君） お答えいたします。

住宅耐震改修工事の補助金は、補助金額に112万5,000円という上限はありますが、それ以下であれば自己負担は不要となっております。ただ、所有する財産が耐震化されよくなることでありますので、一定自己負担があっても仕方のない面はあるのではないかというふうにも思います。

耐震工事に係る支払い費用、件数が増加すればということも含めてですが、補助金でありますので、事業主体は申請者であります。市は補助申請があったときに、それに認定できるものについては費用の一部を補助するという制度であります。費用の歩み寄り、そういうふうなところに例えば工事費とか材料の部分のことにつくと、あくまでそれは施工業者と申請者との問題となると思いますので、市がそこに介入することはできないというふう考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) ありがとうございます。

最後の質問です。耐震診断、耐震改修工事、老朽住宅除却の件数は先ほど発表したように、既に今年はわずか2か月半経過で93.1%、満杯に近い状態です。来年以降、件数をもっと増やすためにも、今年予算どおりの件数ではなく、もっと今年の実績を補正予算で上げるべきではないか、そういうふうに思います。

そして、満杯になったあとも来年の予約をしっかりとカウントして、これ前々回の質問でも言いました。市民から問い合わせの電話が何件かかかってきたか、そして何件来られたか、何件きた中で説明をして耐震診断をするようになったか、耐震した数字から何件施工までいったか、これは絶対データに出すべきだと思います。一般の企業やったら絶対やります。

来年の予約をしっかりとカウントして、既にこれだけ入っている、しかも今年は何件オーバーになった、だから来年は何件くださいという形で、やっぱりちょっと強めにいかんと数は増やせないんじゃないか、そういうふうに私は思います。

泥谷市長の基本政策の一つ、命を守る、その項目の中に、命をつなぐための防災対策を強力に進めてまいりますとうたわれております。

危機管理課長にお聞きいたします。

実績を残すためにも、補正予算で1件でも多くの施工を増やせないでしょうか。お答えください。

○議長(永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 倉松克臣君自席)

○危機管理課長(倉松克臣君) お答えいたします。

市の単独事業ではありませんので、補正対応をするには県などとの金額や時期などの協議が必要となってきます。その中でも、既に当初の件数を超過しております老朽住宅の除却については、現在何とかできないかということで、県との補正対応をできるかどうかという協議を進めているところです。

それと、問い合わせに関する件なんですが、担当のほうで問い合わせがあればできること、例えば、老朽住宅であれば事前に申請までのうちに現場を見て、申請どうするかという相談なり指導なりもしておりますし、耐震の関係についてもどういう方法でやっていくかというスケジュール的なものも説明しております。それから設計から工事、先ほども言いましたが1年ではなかなか難しい件もあります。設計が何年度で今年度工事した件数については、何年に設計をしてさらに診断は何年度にしたか、そういうケースもいろいろチェックしてまとめてはおりますので、そういう対応については十分しているというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番、武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 分かりました。

耐震工事を急に来年増やすというのは、難しいというのはお伺いした中で把握できました。耐震診断の今年の予算が36件、もうそれがわずか2件しかない、これはもう時間の問題だと思えますね。ここの部分を何とか増やして、実績をもって来年度の数字に挑む、こういう形で考えていただければ非常にありがたいと思っております。

最後に、黒潮町出口地区自主防災組織の活動報告というものをいただいてまいりました。これまでやってきた内容っていうのが書かれております。発表したいのは、一番最後に出口地区の区長がこう書かれて締めております。「いつまでもここで暮らしたい、被災後もここに住みたいと思える出口に」本当にこの思いじゃないでしょうか。

私たちも「いつまでもここで暮らしたい、被災後もここで住みたいと思える土佐清水」そうせんといかんと思えます。そうなるように頑張らんといかんと思えます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時15分まで休憩をいたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） 皆さん、こんにちは。公明党、会派みらいの作田でございます。

質問に入る前に、泥谷市長におかれましては、三選おめでとうございます。これからも市民の皆様幸せのため、市政発展のために御尽力されますようよろしくお願いいたします。

質問に移ります。

まず最初に、奨学金返済の肩代わりについて質問いたします。

奨学金制度は、家庭の事情などにより経済的な余裕がなく、進学にお金が必要な学生に向けて、学費の付与や貸与を行う制度であります。現状では、現役学生の3人に1人が奨学金を利用、年間129万人が利用しているとのこととあります。しかし、卒業後月々の返済の負担が重く、年間返済額は平均で約20万円、コロナ禍の中、若者は奨学金の返済に大変悩んでおります。

そんな若者を支援するため、奨学金返済支援制度が創設されました。自治体や企業が要件を満たす学生に対し、奨学金を肩代わりする制度であります。現在、全国で700の市町村がこの制度を導入しております。

そこで、本市においても導入をしてはどうかとお話をしたところ、既に平成28年度からやっているとのこと、県下で実施している自治体は本年4月17日現在で、本市を含め4市町しかありません。その中の一つであるという土佐清水市は、大変先進的な自治体であると感心いたしました。

そこで、こども未来課長にお聞きします。

本市における、助成金を受けるための交付要綱と利用状況を教えてください。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

土佐清水市人材育成奨学資金等助成金は、地域に唯一ある高知県立清水高等学校から短期大学、専門学校、大学等へ進学した生徒に対する支援と、若い世代の土佐清水市への定住による人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、市奨学資金、日本学生支援機構奨学金、関西学院大学入学準備金の貸与を受けた者に対して、7項目の受給要件を満たした場合に助成金を交付するものです。

助成金の受給要件としましては、（1）高知県立清水高等学校を卒業後、直ちに短期大学、専門学校、大学等に進学した方、（2）大学等における正規の修業期間により卒業した方、（3）大学等を卒業後、直ちに土佐清水市に帰郷し就業している方、（4）土佐清水市に住所を有し、現に居住する方、（5）入学金準備金、市奨学資金、機構奨学金の返済期間内にある方、（6）入学金準備金、市奨学資金、機構奨学金の返済がその返済すべき期限までに返済できる方、（7）市税等を滞納していない方となっております。今年度、1名が該当となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。

この中に、第6条の（1）に、清水高等学校を卒業後直ちに云々とありますが、清水高校に限定しているのはなぜでしょうか。こども未来課長にお聞きします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、清水高等学校は、本市唯一の高等学校として昭和24年に独立開校し、今年で創立72年目を迎え、これまで多くの卒業生を輩出しておりますが、近年の少子化と相まって、工業高校、農業高校等の専門高校や市外の高校へ進学する生徒も多く、平成23年度には226名いた生徒が、本助成金の制度創設時の平成28年度には137名と、5年間で89名の減となっております。

清水高等学校は、土佐清水市における最高学府としてなくてはならない存在であり、これまで清水中学校との中高連携教育の推進や各種行事の連携支援等を行っているところでありますが、生徒数の減少に歯止めがかからない状況にあり、清水中学校から清水高等学校に進学する生徒の増加と子育てをする若い世代の定住が大きな課題でありました。

これらのことを受け、教育委員会といたしましては、市長部局と連携して市内唯一の高等学校である高知県立清水高等学校への入学生の増加と、若者が帰郷し本市で子育てを行っていただくための環境整備等を図るため、平成28年度に土佐清水市人材育成奨学資金等助成金を創設したところであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。背景はよく分かりました。

次に、市長にお伺いいたします。先ほど課長の答弁では、今までこの制度を利用した者は1名だとお聞きしました。

私は、この制度は大変素晴らしい制度であると認識しておりますが、少しハードルが高いのではないかと思います。第6条の（1）清水高等学校を卒業のところをやめて、高等学校卒業、清水に限定せずにはほかの学校卒業に改めて、大きく門戸を広げてはどうでしょうか。

そして、第6条の（3）に大学等を卒業後直ちに帰郷し就職している者とあります。この項目は、直ちにという時間的な期間がよく分かりません。そして、また大学等を卒業して清水に帰ろうとしても、すぐに就職が決まらない場合もあるかと思えます。特に今は、コロナの影響で就職先を見つけることが大変厳しい状況にあります。

対象要件を緩和し対象者を増やしていく、そして、地方創生や若者の負担軽減を行うことにより、若者がこの制度を利用し清水に定住することが望まれます。それにより、地域での経済活動に寄与します。そして税収増加が期待されます。また、少子化対策としても貢献が期待されるところであります。

このことは、本市の助成金交付要綱第2条の、若い世代の土佐清水市への定住による人口増

加を促進し、地域の活性化を図るとの目的にもかなうものと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平成29年3月に制定をいたしました土佐清水市人材育成奨学資金等助成金交付要綱、この制度に基づきまして、本年4月に初めて第1号の方が専門学校を卒業して市内の医療機関に就職したということで、本当に喜んでいるところであります。まさにこの目的どおり若い世代の土佐清水市の定住、この目的を何とか達成できたと喜んでいるところであります。

今、議員から2点について質問がありましたが、助成金の受給要件についての要件緩和、この2点、清水高校の部分とそれと直ちにというこの2点だと思います。

まず、清水高校につきましては、先ほど子ども未来課長から答弁したように、本市唯一の高校である清水高校を何とか存続をさせたい、そういう思いも一つにはあります。こういった地元高校進学へのインセンティブを働かせる上で重要なことから、これが一番重要だということ、要件の第一に掲げておりますので、ここのところは御理解もいただきたいと思いますが、いろんな要望もありますから、一定精査をしていきたいと思っております。

それから、要綱に制定しております、直ちに進学した者や直ちに帰郷し就職している者の直ちに、につきまして、これについてもほかの条文との関連性もありますが、もうちょっと内容を精査した上で、どの範囲で要件緩和が可能かというそういう点も含めて、今後検討を進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。十分精査していただいて、若者が利用しやすいような制度に変えていただければありがたいと思います。ありがとうございました。この質問は、これで終わります。

次に、生理の貧困についてお聞きいたします。ちょっとなじみのないような言葉で、男の私が質問するには、ちょっとそぐわないのかなという気もしながら質問させていただきます。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを言います。現在、この生理の貧困は、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっております。

例えば、イギリスでは生理の貧困解消のために、小学校・中学校・高等学校で生理用品が無

償で提供されているとの報道もあります。またフランス、ニュージーランド、韓国などでも同様の動きがあります。この問題は、日本においても無関係ではありません。

先日、任意団体である「#（ハッシュタグ）みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によりますと、5人に1人の若い女性が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、また他のもので代用している等の調査結果が出ております。これは、貧困だけが原因ということではなく、ネグレクトにより親などから生理用品を購入してもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。

本市にあっても、同様の問題があるかと思いますが、学校現場での現状をこども未来課長にお聞きいたします。

○議長（永野裕夫君） こども未来課長。

（こども未来課長 中津恵子君自席）

○こども未来課長（中津恵子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、経済的な理由などで生理用品を買えない、生理の貧困が社会問題となり、マスコミ報道がされていることは学校現場も承知をしているところであります。

土佐清水市内の小中学校の現状につきまして、報告させていただきます。

清水中学校では、学校の保健室に常に生理用品を備え、生理用品が急に必要になった場合や、持ってくるのを忘れてたり足りなくなったり困った場合の対応を行っております。このことは女子生徒に周知をしていますので、必要となった生徒は保健室に取りに来ております。

また、清水小学校においても、中学校と同様に学校の保健室に常に備え、必要なときには養護教諭や事務職員に声かけをすれば渡すようにしており、これも女子児童には周知をしているところであります。

どの学校におきましても、生理の貧困にあたるような児童生徒は認められていないとの報告を受けており、学校に対しましては、引き続き児童生徒の様子等に留意するようお願いをしているところであります。

所管ではありませんが、清水高校におきましても、小・中学校と同様に保健室に常備をし対応しているとのことであり、現在生理の貧困にあたるような生徒は認められていないと伺っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 6番、作田喜秋君。

（6番 作田喜秋君発言席）

○6番（作田喜秋君） ありがとうございます。本市においては、そのような心配は学校現場においては無いということで、大変喜ばしいことだと思います。

この問題は、児童生徒だけではなく女性全般に関係することですので、また次の機会に改めましてお聞きしたいと思います。

簡単ではございますが、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 一般質問が終了したところで議長に確認をしてもらいたいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） どうぞ。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 確認をしていただきたいのは、それこそ初日の吉村議員の一般質問の際に、弘田議員から議事進行が出まして、議運を開いて対応したという件についてであります。

それで、議長は弘田議員の議事進行を受けて、吉村議員が県の環境影響評価審査会で議事録の中の風力発電の事業者の発言部分を引用したことを、ユーチューブでは私何回か繰り返し見たんですけども、議長はその不穏当意見あるいは発議、これ不穏当発言という意味で言われたんだと思います。そういう引用部分を不穏当発言と判断をして、その表明をして議運の開催を要請をしました。

議運は、要請を受けてそれを開いて話をしたんですけども、再開のときに、議長は議運の中身を説明するときに、市議会の名前が出てきたことが不穏当ではないかという議事進行があったことと、それから吉村議員本人から、質問の後で大体中身は分かると思いますからという声もあって、このまま質問を続行するという取り計らいをすることとしたという説明を議長はされました。

その後、質問は続行されたということなんですけれども、私は議運の一人のメンバーとして、その議運の中で引用された部分の議長が不穏当と言われた部分について、議運の中で話題にはならなかったというふうに私は思っています。議事進行で指摘されたところは、結局引用部分なので何の問題もないということで、続行ということで確認をされたように私は記憶をしているし、理解をしています。

何か議長お一人が不穏当発言と捉えて言っているだけのようで、何か私議運のメンバーもそういう認識はなかったように私は感じています。結局、一般質問をその後続行したということは、吉村議員の発言は不穏当でも何でもなかったというふうに議長も判断されたのではないかと

なというふうに思うんですけども、私は議場の場で不穏当発言的なことを言ったということは、これは私はよろしくないと思うので、その辺り質問を続行している以上は、これは不穏当じゃないよということでも了解をしたんだらうというふうに私は理解をしたんですけども、一遍不穏当発言というのは本会議で二度ほど言っていますので、もしそれが不穏当発言と言われりゃ取り消しの問題も出てきますし、それはそうじゃないとか、あるいはその部分はきちっと確認をとにかく細かい、本会議場で確認をされたほうが私はいいんではないかなと思ってちょっとお話をさせてもらったんですが。いかがです。

○議長（永野裕夫君） はい。ありがとうございます。

意見は意見として留めさせていただきます。

まず議長としましては、この件につきましては、今直接お話をいただいたわけですので、まず確認のためにはテーブル起こしさせていただきまして、そして文面をしっかりと熟慮させていただき議運を開いていただき、その中でいま一度そのことについて、前田議員の意見について確認をいたしたいというふうに思います。

もし、それがそういうことになれば、それはそれでしかるべき手段を取らなければいけないと、議長としては思っておりますので、よろしいでしょうか。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 私、不穏当発言という、岡本議員からも指摘がありましたけれども、何が不穏当なのかその説明がないわけですよ。だからそれを議運で話したらええということに、私はならないと思うんです。本会議の場で不穏当な発言だというふうな言い方をされたわけですから、どこがそうなのかということを明確にして、本会議の場で確認をしてもらいたい。私は不穏当だとも何とも思いませんし、思ってもいませんし何ら問題がないと思いますから、もし言い間違えというようなことであれば、ここであっさり撤回をしたほうが私はいいんじゃないかと思うんです。

だから、不穏当発言そのものが……

○議長（永野裕夫君） 吉村議員に対しての議事進行がかかって、そのあと私がそのことについて不穏当な意見だということの説明をした記憶がございます。しかしながら、そのところの文脈を見たことがこうで、でもこれは違うかったということは、まず自分の中で精査をせんことには、なかなかこの会場で議会でそのことについてしっかりとした答えはできませんので、これはまた改めてそれはそれで議運を開いていただいて、そういう意見が出れば、それはそこで陳謝なりそういう形ですればいいというふうに私は思っております。

ですから、このことについては、まずは議会運営委員会を開いていただいて、それでそのことについてどうするのかと、皆さんの御意見を聞いた上で、そういうふうに対処していきたい

というふうに思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま市長から議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計……」。

はい、どうぞ。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) ごめんなさい。もうこれ以上言いません。

議運を開いていただいて、そこで出た結論を最終日にきちっと報告をするということをお願いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) それは議運で決めさせていただきます。

ただいま、市長から議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第41号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号を議題とすることに決しました。

議案第41号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました議案第41号について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第41号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」は、新型コロナウイルス感染症により生活に困窮する世帯に対して、これまで社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けなどによる支援を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付けの終了や、再貸付けについて不承認とされたとの事情により、特例貸付けを利用できない世帯がまだまだ存在していることから、このような世帯を対象として自立支援につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給されることとなりました。

その対象としましては、単身世帯が7世帯、二人世帯が7世帯、三人以上世帯が6世帯の合計20世帯を見込み、支給に必要な経費としまして474万円を計上することとし、財源につ

きましては全額国庫支出金を見込んでおります。

本件につきまして、よろしく御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位をお願いをいたします。

議案第41号は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点十分お含みおきの上質疑なされますよう、特にお願いをいたします。

質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第29号から議案第41号までの13件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

なお、各委員会の日程は予算決算常任委員会は24日午前9時から、総務文教常任委員会は25日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分からそれぞれ開催をいたします。

各委員会は、6月30日までに各案件の審査を終わりますよう、特に御配慮をお願いをいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月30日午前10時に再開をいたします。

本日の会議は、これをもって散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 1時45分 散 会